

※同時記者発表 高松サンポート記者クラブ／徳島県政記者クラブ／阿南市政記者クラブ

平成28年2月19日(金)  
那賀川河川事務所  
徳島県

## 『那賀川総合土砂管理検討協議会』を開催します ～ 総合的な土砂管理に向けた取り組みをスタート ～

- ◇那賀川流域では、脆弱な地質に起因する活発な土砂生産、大量の土砂流入に伴うダム貯水池の堆砂進行及び海岸侵食など、土砂移動に関する様々な課題を抱えている状況にあります。土砂移動現象は広域的・長期的であり、その影響が捉えにくいことから、これまで各領域の管理者が対策等を進めてきました。
- ◇しかしながら、個別領域の対策だけでは課題の根本的な解決には至らない状況にあり、根本的解決を図るためには、山地から海岸までの一貫した土砂の運動領域を「流砂系」という概念で捉え、那賀川流砂系の関係機関が連携して土砂移動に関する課題解決に取り組むと共に、個別領域の特性を踏まえつつ、土砂の移動による災害の防止、生態系・景観等の環境保全、河川・海岸の適正な利活用などが総合的に図られる土砂管理が必要であることから、平成20年度から、那賀川流砂系の関係機関から構成する「那賀川水系総合土砂管理勉強会」を開催し、情報共有を図ってきました。
- ◇この度、那賀川総合土砂管理計画の策定及び総合土砂管理の実現を目的として、那賀川流砂系の関係機関から構成する「那賀川総合土砂管理検討協議会」を開催しますのでお知らせします。

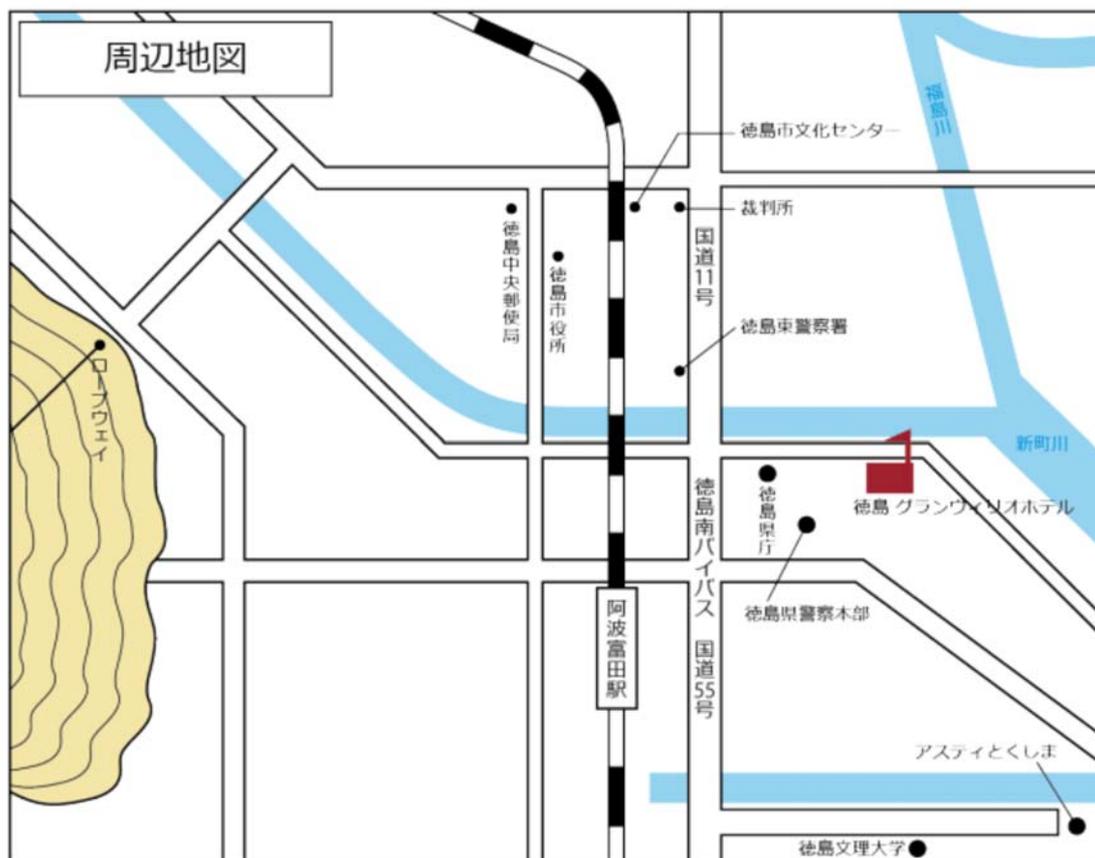
### 記

- 開催日時：平成28年2月26日(金) 10:00～12:00
- 開催場所：徳島グランヴィリオホテル 1階 グランヴィリオホールC 別紙1参照
- 議事等：別紙2, 3参照
- その他
  - ・会議は公開で開催し、一般傍聴の方の席を20席用意します。
  - ・受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。
  - ・取材や傍聴に関する詳細は別紙4, 5参照

### 問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局		電話：087-851-8061
河川部 河川計画課 課長補佐	しらいし 白石	たかし 隆 (内線 3617)
国土交通省 四国地方整備局		電話：0884-22-6461
◎ 那賀川河川事務所 副所長	いちはら 市原	みちひろ 道弘 (内線 205)
徳島県 県土整備部 河川整備課		電話：088-621-2636
水資源・流域振興室 室長補佐	おかだ 岡田	よしのり 悦典
		◎ 主たる問合せ先

# 会場案内図



## 徳島グランヴィリオホテル

〒770-0941

徳島県徳島市万代町3-5-1

TEL 088 (624) 1111

FAX 088 (624) 2375

## 第 1 回 那賀川総合土砂管理検討協議会

日時 : 平成 28 年 2 月 26 日 (金)

場所 : 徳島グランヴィリオホテル

10:00~12:00

### 【議事次第(案)】

1. 開会
2. 開会挨拶 四国地方整備局 河川部 河川調査官
3. 会員紹介
4. 協議会の設立及び会長選出
  - (1) 設立趣旨・協議会規約について
  - (2) 会長選出
5. 議事
  - (1) これまでの総合的な土砂管理の取り組み状況
  - (2) 那賀川流砂系の現状について
    - ①那賀川流砂系の状況
    - ②各領域における土砂に関する課題とその対策内容
    - ③流域関係者(関係団体)からの意見発表
    - ④質疑応答
  - (3) 那賀川流砂系における総合的な土砂管理の取り組み方針
  - (4) 関係機関の連携方針の確認
  - (5) 第 2 回那賀川総合土砂管理検討協議会の予定について
6. 閉会

## 那賀川総合土砂管理検討協議会 会員

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川調査官

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所所長

農林水産省 林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署 地域林政調整官

徳島県 農林水産部 水産振興課長

徳島県 農林水産部 農林水産基盤整備局 農業基盤課長

徳島県 農林水産部 農林水産基盤整備局 森林整備課長

徳島県 県土整備部 河川整備課長

徳島県 県土整備部 砂防防災課長

徳島県 県土整備部 運輸戦略局 運輸政策課長

徳島県 企業局 工務課長

阿南市 副市長

那賀町 副町長

四国電力株式会社 電力輸送本部 水力部 土木グループリーダー

四国電力株式会社 徳島支店 電力部 土木建築課長

# 「那賀川総合土砂管理検討協議会」

## 報道関係者への御願い

### (取 材)

- 1) 協議会を取材しようとする者は、会場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ① 報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
  - ② ビデオ・カメラ等の撮影位置は、所定の範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
  - ③ 円滑な運営を図るため、ビデオ・カメラ等の撮影は、4. 会長選出までとさせていただきます。
- 3) 会長は、報道関係者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、報道関係者を退場させることがあります。会長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。

### (公開・公表)

- 4) 協議会の公開・資料公表等の取り扱いについては、以下のとおりお願いします。
  - ① 今後の具体的な事業実施に係る事項等が含まれる場合、報道内容にご配慮をお願いします。
  - ② 今後の具体的な事業実施に係る事項等が含まれる場合、会員と報道関係者の資料は異なる場合があります。

# 「那賀川総合土砂管理検討協議会」

## 傍聴者への御願い

### (趣 旨)

この要領は、那賀川総合土砂管理検討協議会（以下「協議会」という）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

### (傍 聴)

- 1) 協議会を傍聴しようとする者は、会場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、一定数（20席）確保しておりますが、傍聴希望者が多数の場合は、先着順により制限させていただきますのでご了承下さい。
- 3) 協議会の円滑な進行のため、傍聴者は会場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ① 協議会における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
  - ② 発言、私語、談論などをしないこと。
  - ③ 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
  - ④ 協議会中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、使用しないこと。
  - ⑤ 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 会長は、傍聴者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退場させることがあります。
- 5) 会長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 今後の具体的な事業実施に係る事項等が含まれる場合、会員と傍聴者の資料は異なる場合があります。
- 7) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従って下さい。